

Q 賞罰委員会の審議経なかった懲戒処分の効力は

A

1 賞罰委員会の審議の意義

法律上、懲戒処分を行う場合に賞罰委員会等の開催や諮問・同意を必要とする規定はない。賞罰委員会の審議は、あくまでも就業規則等の労働契約に基づいて必要とされる。

賞罰委員会にも、諮問のように意見を聞くにとどまるものもあれば、意思決定機関として懲戒権の行使の可否を決するものもある。

また、懲戒解雇についてのみ、賞罰委員会の審議を求めるものもある。各企業が自由に定めることができる。

賞罰委員会の意義は、懲戒権の行使に当たり、第三者の意見または同意を得たり、労働者本人の弁明を聞いたりすることにより、その行使を適正にすることにある。適正手続きの見地から要請される。

2 審議を経なかった懲戒処分の効力

就業規則等に定めがあるにもかかわらず、賞罰委員会の審議を経なかった場合、就業規則違反ではあるが、このことが直ちに懲戒処分の効力を無効とするものではない。

一方で、賞罰委員会の審議を経たからといって、手続的公正が担保され、懲戒処分を有効とするものでもない。

しかし、一般的には、この審議を欠くことは、手続きの大きな瑕疵であるので懲戒処分の効力を無効とする。

少なくとも、懲戒解雇のように労働者の不利益が大きい処分については、手続違反が効力を否定する理由となる可能性が高い。

これに対し、比較的軽度の懲戒処分ではそれだけで直ちには無効とならないであろう。